

精神障害者保健福祉手帳について

◎精神障害者保健福祉手帳とは

入院・退院に関わらず精神の障がいがあり、一定以上の状態にある方を対象として、手帳が交付されます。手帳を受け取ることによって、いろいろなサービスを受けることができます。

1. 税制の優遇措置 ～ 以下の税金について、控除・免除が受けられます～

- 所得税及び住民税の障害者控除（本人・配偶者・扶養家族）
- 預貯金の利子所得の非課税
 - ・ 銀行等の預貯金の利子所得が、それぞれ 350 万円まで非課税になります。詳細は、各銀行などの窓口にお問合せ下さい。
- 相続税の控除・贈与税の非課税
- 自動車税・軽自動車税及び自動車取得税の課税免除
 - ・ 通院、通学又は生業のために、本人又は生計を同じくする方などが、週 1 日以上運転する場合、税金の免除を受けることができます。

（ただし、医師等の証明書が必要となる場合があります。）

手続き先：普通自動車～北海道札幌道税事務所 自動車税課税課 TEL011-746-1190

軽自動車～帯広市役所市民税課 税務係 TEL65-4119

2. 生活保護の障害者加算(1.2 級の方)

- 生活保護を受けている方は、保護費の障害者加算が受けられます。

3. 道立文化施設及び帯広市の施設使用料の減免（本人と介護者 1 名につき無料）

道立美術館等・帯広動物園・児童会館・百年記念館・とかちプラザ・帯広の森など

4. NTT 電話番号案内の免除

- 手続きは、NTT にお問合せ下さい。
連絡先 TEL0120-104-174

5. 携帯電話の割引サービス（基本料金が半額）

- 詳細は各電話会社にお問い合わせください。

6. NHK 放送受信料の免除

- 条件により免除される場合があります。

7. 障害福祉サービス

- 掃除・食事などの居宅生活や就労などを支援するサービスを希望される方はご相談下さい。



8. 交通機関の料金の割引制度

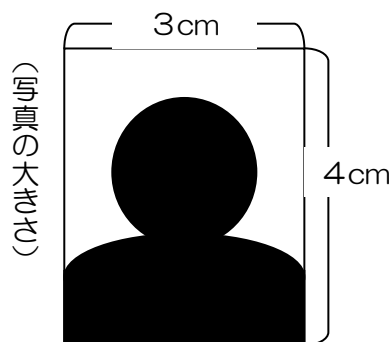
- 平成24年9月30日より、十勝バス・拓殖バス会社が運行する十勝管内バス路線及び毎日交通と大正交通が運行するあいのりバスが5割引となります。

対象者～精神保健福祉手帳の**写真添付のある方**が対象となります。降車する際に障害者手帳を提示し、料金を支払ってください。

●写真添付の手帳の交付を希望される方は・・・

【申請書類】

- ◎申請書（窓口で記入できます）
- ◎印鑑
- ◎写真（4cm×3cm）
をお持ちください。



◎更新申請について

期限の切れる3ヶ月前から、更新の手続きができます。下記の書類をご用意のうえ、障害福祉課で手続きを行って下さい。有効期間は2年間です。

【申請書類】

- ◎申請書（窓口で記入できます）
- ◎所定の診断書（もしくは障害年金証書・振込通知書）
- ◎印鑑
- ◎手帳
- ◎写真（4cm×3cm）※上の図を参照してください。

お問い合わせは

帯広市役所 障害福祉課

帯広市西5条南7丁目1番地

電話 0155-65-4148 （直通）

FAX 0155-23-0163